



9 循 第 1 2 2 号
平成 2 9 年 4 月 5 日

京都府建設業協会 会長 様

京都府環境部循環型社会推進課長



京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の改正について（通知）

陽春の候ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

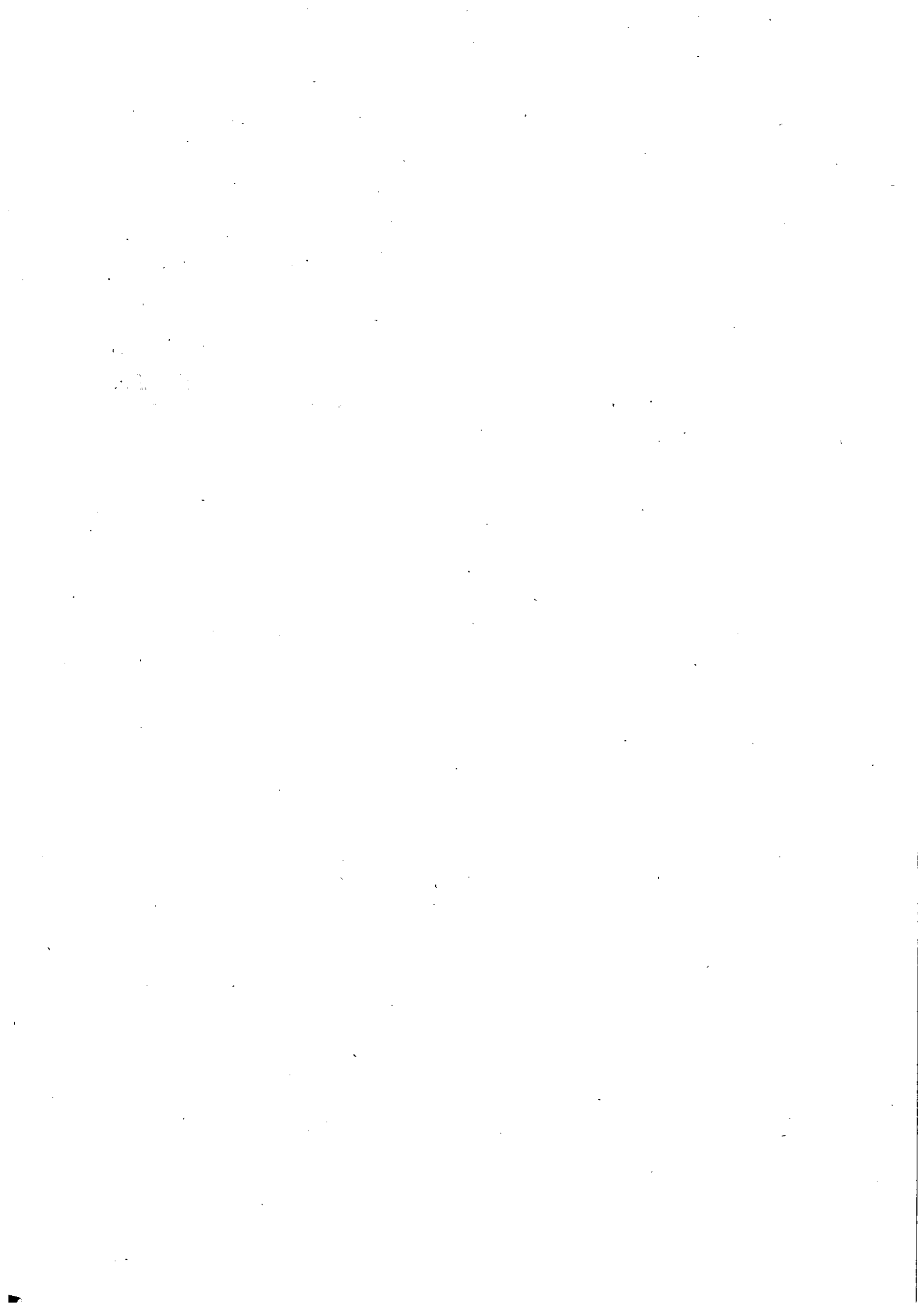
平素は、本府の廃棄物行政について格別の御高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本府では、京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成21年京都府条例第12号）において、土地の埋立て等に供される土砂等が土壌の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準（以下「埋立基準」という。）を定めており、環境基本法（平成5年法律第91号）における土壌の汚染に係る環境基準（以下「土壌環境基準」）に準じることとしています。

この度、土壌環境基準が改正されたことから、埋立基準を規定する京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成21年京都府規則第37号、以下「規則」という。）について、別添のとおり、一部改正を行いましたのでお知らせします。

つきましては、本規則の改正につきまして、貴団体会員様への周知に御協力賜りますようお願い申し上げます。

担当	循環型社会推進課 日下（くさか）
電話	075-414-4228
F A X	075-414-4229



事業者の皆様へ

京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則を一部改正し、埋立基準に項目を追加します

京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「土砂条例」という。）では、土地の埋立て等に供される土砂等が土壌の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準（以下「埋立基準」という。）を定めており、環境基本法における土壌の汚染に係る環境基準（以下「土壌環境基準」という。）に準じて設けています。

平成 29 年 4 月 1 日に土壌環境基準に「クロロエチレン」、「1,4-ジオキサン」が追加されるのに合わせて、土砂条例の埋立基準に、同項目を追加しますのでお知らせします。

改正内容

埋立基準にクロロエチレン及び 1,4-ジオキサンを追加します。

項目	基準値	測定方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成 9 年環境庁告示第 10 号)付表に掲げる方法
1,4-ジオキサン	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法

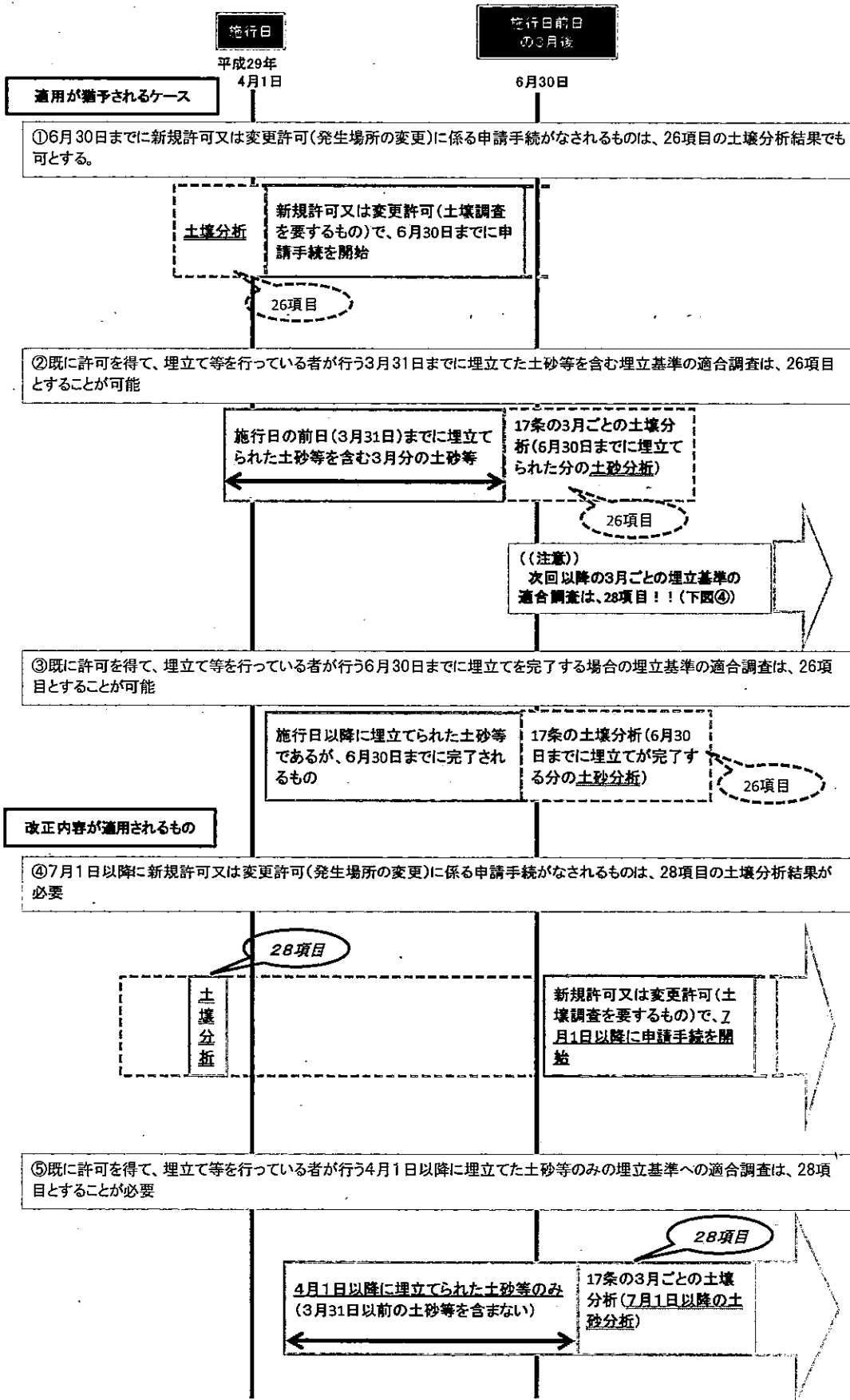
改正後の埋立基準の適合状況の調査

平成 29 年 4 月 1 日以降に行う埋立基準の適合状況の調査（発生元での調査及び埋立場所での調査）については、上記 2 項目を加えた全 28 項目について分析してください（28 項目の埋立基準に適合する土砂等でなければ、埋立て等を行うことはできません）。

ただし、次の場合については一定の期間、改正規則の適用を猶予（従前の 26 項目の検査で可とすること）とします。

- ① 土砂条例に基づく許可（新規許可及び変更許可（発生場所の変更に伴うものに限る。））の申請において、平成 29 年 6 月 30 日までに申請手続が開始されたもの（所管する府保健所が受付けた申請に限る。）については、26 項目による土壌分析結果証明書（以下「分析結果書」という。）による申請についても認めることとします（ただし、平成 29 年 7 月 1 日以降に申請手続が開始された場合は、改正規則が適用され、28 項目の土壌分析結果証明書が必要です）。
- ② 土砂条例に基づく許可を得て、土砂等の埋立て等を行っている者は、当該許可に係る埋立区域内における、3 月ごとに行う埋立基準への適合状況の調査について、平成 29 年 6 月 30 日までに調査が行われるものは改正規則の適用を猶予します（平成 29 年 7 月 1 日以降に行われる 3 月ごとの調査については、28 項目の土壌分析結果証明書が必要です）。

改正規則の適用関係図

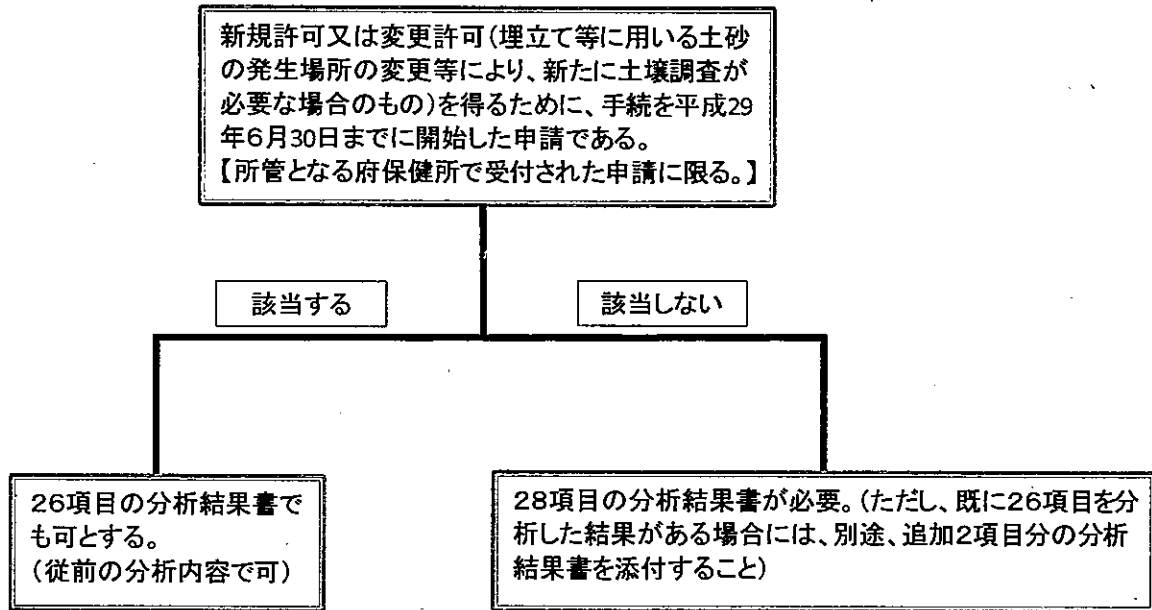


埋立基準表

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1に定める方法を除く。)
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。	環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年環境庁告示第64号」という。)付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメチンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格65.2に定める方法(規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒(ひ)素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格61に定める方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。)付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表2及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン (塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号)付表に掲げる方法
1, 2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表6に掲げる方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存する試料を測定する場合には、規格34.1c)に定める操作(規格34.1c)の注(6)の規定により蒸留が終わった後に留出液に硝酸を滴加する操作を行うことを除く。)を行うものとする。)
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1, 4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

改正土砂条例施行規則の適用の判断フロー

① 申請における土壌（埋立てる土砂）分析結果の取扱いについて



② 3月毎における土壌（土砂の分析）調査（17条調査）の取扱いについて

